

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

No.17 第4条 議員は議会活動を行うため、会派を結成するものとする。 (1) 会派は、基本的政策または理念が一致する議員で構成する。 (2) 議員は、一人の場合においても、会派として届け出ることができる。 ※(1)は、「基本的政策・理念」という提案もされた。 第2項 省略(会派間の公平性云々) 第3項 省略(合意形成に努める云々)

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	△	基本的政策「または」理念という表現には疑問があるものの、特にこだわらない。
日本共産党	○	会派は基本的政策の一致が基本と考える。「または」ではなく「及び」などの文言が望ましいと考えるが、全体が一致できるところに従う。
公明党	※案	【意見】 (1)は「基本的政策・理念」という表現にすべきだ。 【代替案】 「または」で接続する場合には、逐条解説で次のような内容を載せる。 (↓) <u>会派といえ、基本的政策と理念がともに一致して当然とする主張もあった。しかし、今般の基本条例策定にあたっては、議会の現状を条文にうたうことが原則になっているため、条文としては「基本的政策または理念が一致」という表現になった。</u>
市議会民主党	×	【意見】 「結成するものとする」と義務規定にした場合、「基本的政策または理念が一致する」とすると、会派内で採決態度が異なる時には、条例違反になるのではないかと。定義しない方が現状に即した運用になるのではないかと。 【代替案】 第4条 「議員は議会活動を行うため、会派を結成するものとする。ただし、議員は1人の場合においても、会派として届け出ることができる。」として1文にまとめなおした。
みんなの党	○	会派として届け出ることができる。→ 会派を届け出ることができる。
生活者ネット	○	「または」がよい。
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	△	(2)は文末が「届け出るものとする」で全会一致したはずである。
こがおも	○	上記原案通り「または」でよいと思います。あまり会派構成の縛りは狭くないほうがよいと考える為。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

No.18 第4条 第2項
A案：議会は、会派間の公平性を確保しなければならない。また、少数会派の活動を保障するものとする。
B案：議会は、議会運営等において、会派間の公平性を確保し、少数会派の活動を保障するものとする。
C案：議会は、議会運営等において、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。
※原案第3項が第2項に繰り上がった。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	C	会派の活動は、規制出来ないという意味で保障する。小金井市議会では、会派の人数や少数多数で不公平になったり、活動が妨げられてしまうということはない。むしろ一人会派が優遇される場合もある、例えば会派代表者会議や政務調査費の使用は、議員個人であり、会派でもあり使い分けが可能となっている。あえて少数会派（一人会派）だけを取り上げ、明記して特別扱いすることに違和感を覚える。会派間の公平性は、少数、多数の会派に沿った保障にするべきである。
日本共産党	A	議会運営全体の公平性の問題と少数会派の問題を分けて記述した方がよい。少数会派の記述は前回提案の通り必要と考える。 A案にも「議会運営等において」を入れたほうがいいのか。
公明党	B	【意見】 議会と会派のあるべき姿について、B案がもっとも適切であると考え。代替案は出さないが、さらなる議論が必要なら応じていく。
市議会民主党	C	【意見】 C案でいい。ただし「会派間の公平性を保証する」とあるが、公平性の定義が不明。 【代替案】 C案の「会派間の公平性を確保しなければならない」を削除。「全会派の活動を保証する。」に修正。
みんなの党	C	
生活者ネット	C	少数会派の明確な定義のない中では、全会派とするのが適当
改革連合	C	又はA
市民自治	B	
市民会議	A または B	平成25年第4回定例会に於いて、議会運営委員会において少数会派の活動が保障されなかった。「少数会派の保障」は入れるべき
こがおも	A	まず「会派間の公平性を確保する」ことが述べられ義務規定である点が良い。Cは小金井市議会の特徴を表現できていない。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

<p>No.19 第4条 第4項 A案：(条文原案) 会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。 B案：(持ち帰り) この条文を「削除」する。</p> <p>※原案第5項が第4項に繰り上がった。</p>

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	B	基本条例には、会派代表者会議を記載すべきでないと考えてるので、条文を削除することに賛成する。
日本共産党	A	前回提案の通り
公明党	B	【意見】 会派代表者会は条文にうたわない。 【代替案】 条文に入れるなら、(議会の申し送り事項にもあるとおり) それ以外の非公開の会議が運用されていくことを認識すべきである。
市議会民主党	B	【意見】 会派代表者会議の記述の必要性はない。削除すべき。
みんなの党	B	
生活者ネット	A	現状を表すよう定める。 (情報公開条例第5条に例外規定もあるので、説明はできる)
改革連合	B	
市民自治	A	
市民会議	B	削除
こがおも	B	特になし

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

No.20 第5条(第1項)	
A案：議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。	
B案：議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開することが適当でない場合は秘密会とする。	
C案：議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。	

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	A	秘密会は法令で具体的な要件が記載されているところ、法令より具体性が後退する記載を改めてする意味がない。
日本共産党	A	前回提案の通り、公開しない場合についてその理由を説明することは当然である。
公明党	A	【意見】 A案が適切である。 【代替案】 A案で合意できない場合は、C案も許容する。
市議会民主党	C	【意見】現状の運用を反映した。非公開の場合、秘密会の開催は地方自治法115条。小金井市会議規則95条、委員会条例17条で規定されているので、記述の必要はなし。
みんなの党	B	
生活者ネット	A	理由は前回の通り
改革連合	C	
市民自治	A	
市民会議	B	公開しない場合は秘密会しかあり得ない。秘密会にする理由は明らかにすることはできるが、明らかにできない場合も可能性としてはある。
こがおも	A	「公開しない理由を明らかにする」ことが必要。秘密の内容がわからない程度での説明責任を果たすということ。